新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について(概要)

基本的な考え方

- 緊急事態宣言の対象区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び 福岡県(10都府県)とする(栃木県を除外)。
- 緊急事態宣言の対象期間を、3月7日(日)まで延長(従前:2月7日(日)まで)。
- 今後の減少傾向を確かなものとするため、これまでの対策を継続・徹底するとともに、医療提供体制・検査体制の拡充等を図り、早期にステージⅢ・Ⅱを目指す。
- 緊急事態宣言の対象区域から**除外された地域においては、対策の緩和については段階的に行い**、必要な対策はステージ II 相当以下に下がるまで継続。

【緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底】

- 飲食店に対する20時までの**営業時間短縮要請の継続** (働きかけの強化、業種別ガイドライン遵守の徹底)。
- テレワークによる出勤者数7割削減を更に徹底。
- 不要不急の外出・移動等の自粛の継続・徹底。
- **イベント開催制限**は、現行の取組(収容率 1 / 2 かつ5,000人以下)を継続。

【宣言対象区域から除外された都道府県の取組】

- 飲食店に対する営業時間短縮要請は当面継続。営業時間、対象地域は知事が判断。
- テレワークによる出勤者数7割削減の目標は当面継続、その後、段階的に緩和。
- 外出自粛要請は当面継続、その後、段階的に緩和。
- イベント開催制限は、段階的に緩和。

【医療提供体制・検査体制の拡充等】

- 特定都道府県における**高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画**の策定、**その後も感染状況に応じ定期的に 検査を実施。高齢者施設等への感染制御及び業務継続支援チームの派遣**等。
- **民間検査に関する環境整備**(民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請)。
- 医療機能に応じた役割分担を明確化した上での**病床の確保**。地域の実情に応じた**転院支援の仕組み**の検討等。
- 家庭内感染防止等のため、自宅療養における健康フォローアップの強化等。
- **職場における感染防止**のため、事業者自らが感染防止策の遵守状況を確認する取組の推進。